最終更新日:2016年6月21日

日華化学株式会社
代表取締役社長　江守康昌
問合せ先:経営企画部
証券コード:4463
http://www.nicca.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社グループは、「お客様、社員、株主、そして社会から信頼され選ばれる企業」を目指し、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長の実現を目指しています。
そのため、コーポレートガバナンスを重要な経営課題と位置づけ、的確・迅速な意思決定や業務執行体制、並びに適正な監督体制の構築を図るなど、経営の迅速性・透明性・公平性の向上に取り組んでいます。また、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に対して、積極的な情報開示による説明責任を果たすとともに、充分なコミュニケーションに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2-2「株主総会議案の検討期間の確保」
当社は、株主が議案の検討に十分な時間を確保できるよう株主総会の招集通知を法定期日よりも早く発送し、1日も早く株主の皆様のお手元にお届けできるよう努めてまいりましたが、記載内容の精査に慎重を期したため、平成27年12月期定時株主総会の招集通知は法定期日どおりの発送となりました。また、招集通知の内容は当社ウェブサイトへ掲載いたしましたが、招集通知発送後の掲載となりました。平成28年12月期定時株主総会の招集通知につきましては、社内体制を整備し、早期発送と招集通知発送前の当社ウェブサイトへの内容掲載ができるよう努めてまいります。

補充原則1-2-4「機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえた議決権行使の電子化と招集通知英訳」
当社は現在、議決権行使プラットフォームの利用は行っておりません。議決権行使プラットフォームの導入につきましては株主構成等を勘案し、必要に応じて対応を検討いたします。
なお、招集通知の英訳につきましては、平成27年12月期定時株主総会分より、狭義の招集通知及び参考書類を英訳し、自社ウェブサイトに掲載しております。

原則1-4「いわゆる政策保有株式」
政策保有株式につきましては、毎年、有価証券報告書にて開示を実施していますが、取締役会への具体的な詳細報告、検証は実施しておりません。平成28年度中に、取締役会において政策保有株式の保有の目的や合理性等を検証する予定です。

補充原則4-1-3「取締役会における後継者の計画についての監督」
当社は現在、最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)及びその計画に対する取締役会での監督は行っておりませんが、経営理念や経営戦略等についての建設的議論を行う中で、最適な後継者を選任しています。
具体的な最高経営責任者等の後継者の計画につきましては、その要否を含めて検討してまいります。

原則4-11、補充原則4-11-3「取締役会全体の実効性の分析及び評価、その結果の概要開示」
取締役会の実効性についての分析及び評価につきましては、現在評価項目について検討中です。平成28年度中に分析及び評価を実施し、その後速やかにその結果を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-3「資本政策の基本的な方針についての説明」
当社は、2016年ビジョンを策定しており、売上高500億円、営業利益30億円(売上高営業利益率6%)を経営指標、総資産利益率(ROA)6%を財務指標の方針として、財務健全性、資産効率及び株主還元の最適なバランスを検討し、中期経営計画として開示しています。また、株主還元方針としては、内部留保に意を用いながら将来的な株主価値の向上を目指していくとともに、安定的な配当を行うことを基本としています。

原則1-4「いわゆる政策保有株式」
当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、業務提携、資金調達、原材料の安定調達など経営戦略の一環として、必要と判断する企業の株式を保有することがあります。
今後、取締役会で毎年定期的に主要な政策保有株式について、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するかどうか検証してまいります。
保有上場株式の議決権の行使につきましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、並びに投資先の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使しています。

原則1-5「いわゆる買収防衛策」
当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

原則1-5-1「自社株式公開買付された場合の取締役会の考え方」

当社株式が公開買付けに付された場合、株式の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示します。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

原則1-6「株主の利益を害する可能性のある資本政策（増資、MBO）」
増資やMBO等の株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際は、独立社外役員の意見に配慮しつつ、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、必要に応じて、プレスリリースや個別説明会等での説明を行うなど、株主への十分な説明に努めます。

原則1-7「関連当事者（役員や主要株主等）間の取引」
当社は取締役、執行役員との間の競業取引及び利益相反取引について、法令や規程に従い、取締役会の承認を得るものとしています。併せて、「財務報告に係る内部統制」の有効性確認の中で、関連当事者取引の調査及び検証を行い、利益相反等の行為の防止に努めています。

原則3-1
1.「会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画」
経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ウェブサイト、決算説明資料及び事業報告書等にて開示しています。
http://www.nicca.co.jp/04corp/02creed.html （社是社訓／経営理念）
http://www.nicca.co.jp/06ir/plan2.html（中期経営計画）

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1. に記載の通りです。

3. 取締役会が経営陣幹部及び取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。取締役報酬については、職位に職責の重みと会社業績や業績への貢献度をもとに決定しています。具体的な報酬の決定にあたっては、株主総会で決議された額の範囲内で、社外取締役が委員長を務める報酬委員会の検討を経て、取締役会で決議しています。また、監査役の報酬については、取締役の報酬とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議において決定しています。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役及び監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き
取締役、監査役及び執行役員候補者の指名に際しては、人格識見に優れ善管注意義務を適切に果たす者であることに加え、様々な職歴及び専門分野を考慮し、偏りのない多様な観点から当社の企業価値向上に資すると考えられる者を選出し、社内取締役が委員長を務める指名委員会の検討を経て、取締役会で選任する予定であります。

5.「取締役及び監査役候補者の指名を行う際の、個々の選任及び指名についての説明」
各候補者の選任理由については、定時株主総会招集通知をご参照ください。

補充原則4-1-1「経営陣の委任の範囲の概要開示」
当社は、経営の意思決定及び監督機関としての取締役会と、代表取締役が議長となり、取締役執行役員で構成される経営会議を設けています。
取締役会は法令及び定款に定められた事項、当社取締役会規程に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。また、経営会議は、代表取締役の諮問機関として、重要事項の審議及び業務執行状況の監督をしております。経営会議で審議された内容は、取締役会に報告され、現場における具体的課題や問題を迅速に察知、対処できる仕組みとしています。
各部門の業務執行責任者は執行役員（取締役執行役員含む）が担い、取締役会や経営会議で決定された事業計画に基づき、各事業分野内における施策の決定や業務遂行を行っています。

補充原則4-1-2「中期経営計画の分析」
当社は、中期経営計画が株主に対して最も重要なコミットメントのひとつであると認識しており、取締役会・経営会議において中期経営計画の進捗状況について四半期毎に分析を実施し、事業年度毎に見直しの検討を行っています。尚、中期経営計画に変更が生じた際には、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で株主への説明を行っています。

原則4-8「独立社外取締役の有効な活用」
当社は、経営陣から独立した中立な立場で取締役会の審議状況等を牽制する体制として、社外取締役3名を独立社外取締役としております。将来に必要と考える水準としては、具体的に設定していませんが、独立社外取締役は複数名選任すべきと考えており、今後も2名以上の独立社外取締役を設置する予定です。

原則4-9「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」
当社は、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準に加え、「取締役会の強化」「全体の人員バランス」を考慮し、当社の経営に対して、専門的で建設的な助言及び監督のできる社外取締役候補者を選定しております。

補充原則4-11-1「取締役会全体としてのバランス及び多様性・規模に関する考え方」
当社の取締役は、経営、財務、マーケティング、化学品、化粧品等の各分野に精通した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。また、当社の監査役会には、弁護士、公認会計士等がおり、法務、財務会計に関する適切な知見を有しております。

補充原則4-11-2「取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼務状況」
当社の社外取締役及び社外監査役は他の会社等の役員及び代表を兼務している者もおりますが、その役割や責務を適切に果たすために必要となる時間、労力を当社の取締役及び監査役の業務に振り向けられるものと考えております。また、社内取締役は、当社の子会社・関係会社以外の他の上場会社の役員は兼務しておらず、社内取締役の業務に専念できる体制となっております。なお、取締役及び監査役の他の上場会社を含む重要な兼職は、定時株主総会招集通知の事業報告及び株主総会参考書類において開示しております。

補充原則4-14-2「取締役・監査役に対するトレーニングの方針」
当社は、取締役、監査役及び執行役員がその役割、責任を果たすため各種法令やコンプライアンス等の必要な知識等を習得するにあたり、その機会を設定するとともに、それらにかかる費用については会社が負担することとしております。

原則5-1 「株主との建設的な対話に関する方針」
当社グループが持続的な成長を果たす上で、株主をはじめとする投資家の皆様は強力なサポーター及び理解者であると位置づけています。株

主及び投資家の皆様との対話を積極的に推進し、適時、適切、公平な情報開示を行い、長期的な信頼関係を築くと共に、双方向のコミュニケーションを通じて透明性の高い経営と改善に努めることを基本方針としています。
　また、株主との建設的な対話のため、今後も下記の内容を実践してまいります。
1)IR担当の執行役員の選任、及びIR担当部署である広報IR部が中心となった経理財務、法務及び各事業部門等との連携推進
2)アナリスト向け説明会、個人投資家向けIRイベントへの参加、施設見学等の受け入れなど対話の手段に対する充実
3)株主やアナリストとの対話で得られた意見や要望の取締役会での共有及びレビュー
4)投資家との対話の際は、未公表の重要事実を伝えないなど、インサイダー情報管理に対する管理の徹底

原則5-2 「経営戦略や経営計画の策定及び公表」
　当社では中期経営計画の中で、売上高、営業利益、営業利益率及び総資産利益率の目標値を設定及び開示し、当社ウェブサイトにて公開しています。なお、変更が生じた際には、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で株主への説明を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長瀬産業株式会社	2,338,810	13.20
有限会社江守プランニング	2,102,900	11.87
日華共栄会	1,691,400	9.55
日華化学社員持株会	722,980	4.08
江守康昌	528,450	2.98
公益財団法人江守アジア留学生育英会	500,000	2.82
江守壽恵子	378,364	2.13
株式会社福井銀行	344,200	1.94
宗教法人妙見山歓喜寺	338,339	1.91
公益財団法人江守奨学会	200,000	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2015年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。また、当社が保有する自己株式が2,019,016株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	12 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
児嶋眞平	学者											
図子恭一	他の会社の出身者					△		△				
相澤馨	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
児嶋眞平	○	―――	これまで培ってきた有機合成化学者としての学識経験及び高度の専門知識を当社の経営に活かしていただきたいため。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性が確保されていることから、独立役員として指定しております。
図子恭一	○	当社主要取引先である長瀬産業株式会社の代表取締役専務執行役員出身	これまで長瀬産業株式会社で長年培われた経験や知識に加え、企業経営全般についての幅広い見識を有しておられることから、その経験を当社の経営に活かしていただきたいため。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性が確保されていることから、

			独立役員として指定しております。
相澤馨	○	―――	これまで日東電工株式会社で長年培われた経験や知識に加え、企業経営全般についての幅広い見識を有しておられることから、その経験を当社の経営に活かしていただきたいため。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性が確保されていることから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	1	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	1	0	2	社外取締役

補足説明 更新

指名委員会及び報酬委員会のその他委員につきましては当社監査役となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、それぞれの監査の体制、監査方針、監査計画、実施状況、監査結果等について、定例的に会合を持つとともに、必要に応じ、随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化を図り、連携して効率的かつ効果的な監査を進めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川村一司	弁護士													
増田仁視	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川村一司	○	―――	法律専門家としての豊富な知識と経験に基づき、客観的中立的な立場から、経営全般における適切な助言・監査を行っていただきたいため。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性が確保されていることから、独立役員として指定しております。
増田仁視	○	―――	公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しておられることから、その経験を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性が確保されていることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準

当社は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、候補者を含む社外役員が次の事項のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断します。

1、当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者
2、当社グループの主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者【*1】
3、当社グループの主要な取引先【*2】又はその業務執行者
4、当社グループを主要な取引先とする者【*3】又はその業務執行者
5、当社グループの主要な借入先【*4】
6、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
7、当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
8、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（但し、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者）
9、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（但し、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体の場合、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
10、当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わず）を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者
11、上記1から10に該当する重要な地位【*5】にある者の配偶者及び二親等内の親族
12、過去3年間において上記2から11に該当していた者

【*1】業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人
【*2】当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
【*3】当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先であって、当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者
【*4】当社グループの主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている機関であって、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関
【*5】重要な地位とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営陣の報酬については、役位、立場、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。
また、当社は平成28年3月25日開催の第102期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役含む）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます）を対象とする、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入を決議しております。
本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績並びに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役及び監査役ごとの報酬総額を開示しております。

＊参考　平成27年12月期実績

	基本報酬総額	対象役員数
取締役【社外取締役を除く】	179,544千円	6名
監査役【社外監査役を除く】	14,222千円	2名
社外役員	19,812千円	5名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成11年6月29日開催の第85期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額25,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、監査役の報酬限度額は月額2,500千円以内と決議しております。
取締役個々の報酬につきましては、社外取締役を委員長とする報酬委員会の協議により、監査役個々の報酬につきましては、監査役会の協議により定めております。
なお、役員退職慰労金制度は、平成22年6月24日開催の定時株主総会において廃止いたしました。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポートは主に経営企画部が、社外監査役のサポートは常勤監査役及び内部監査室の選任担当者が行っております。取締役会の開催に際して、事前の資料配布や、要請に応じた資料の提出を行います。また、取締役会の開催スケジュールを事業年度が始まる前に取締役会で審議し、取締役及び監査役が出席できるように決定しています。さらに議案の重要性を考慮した上で適切な審議項目を設定し、開催時間を必要に応じて調整するなど、本会議の審議をスムーズに進めるための一助としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役制度を採用しており、概ね月１回監査役会を開催しております。取締役会は経営方針等重要事項の意思決定及び業務執行状況の監督をし、概ね月１回及び必要に応じて開催しております。その付議事項は法令及び定款に定められた事項、その他経営に関する重要事項について取締役会規程で規定しております。なお、会社法の定めに従い、監査役全員が出席するものとしています。また、年１回取締役会において、内部統制システムの運用状況をモニタリングし、内部統制システムの整備及び問題点の解消を方針管理のもとに展開し、適切な運用を実践しています。
当社は取締役の役割と業務執行責任の明確化を目指した執行役員制度を採用しております。更に、代表取締役から重要事項の諮問を受けて審議すること、並びに業務執行状況のモニタリングを行うことを目的とする会議を経営会議と位置づけ、概ね月2回開催しております。この経営会議には、取締役執行役員が出席するほか必要に応じて各機能部門及び各事業部門を担当する執行役員、及びそれに準じる幹部社員が出席するものとしております。なお、経営会議の審議内容は取締役会に報告しております。
なお、経営会議出席者の男女比は、上記を含むほぼ全員が男性社員であります。
内部監査及び監査役監査の状況につきましては、現在、監査役は4名で構成され、うち2名は社外監査役であり、監査機能の充実を図っております。常勤監査役は、社内の主要会議へ出席するほか、取締役及び執行役員から必要に応じ業務執行状況を聴取し、経営の監視を行っております。
また、室長１名と専任の担当者１名の計2名をおいた内部監査室を設置しており、監査役会との連携を図りつつ、法令・社会倫理並びに社内規程

遵守状況を定期的に監査しております。
会計監査の状況につきましては、当社は有限責任あずさ監査法人を選任し、監査契約のもと正確な経営情報を提供することにより、公正な監査が実施される環境を整備しております。会計監査人とは、定例的な決算監査以外にも重要な会計課題等について必要に応じて情報交換を行っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性を高め、業務の適正性を確保しながら健全に事業活動を行うことが企業として継続的に成長するための基本であると認識し、上記のコーポレート・ガバナンス体制を採用して取り組んでおります。
また、監査役設置会社として、当社は、各々の専門分野や経営に関する豊富な経験と知見を有し、直接の利害関係が希薄で経営陣から一定の距離にある外部者の立場にある人物を社外監査役に選任しており、各社外監査役は、社内監査役、内部監査室と蜜な連携を保ち監査を行うとともに、取締役会に出席し、取締役会の職務執行について適宜説明を求めるなど経営監視の実効性を高める役割を担っております。
なお、当社は、代表取締役社長と代表取締役専務執行役員（代表取締役社長の義弟）の2名が同族関係にありますが、取締役会において、全役員13名中、専門分野の異なる社外取締役3名及び社外監査役2名を選任するとともに、社外取締役のうち3名及び社外監査役のうち2名を独立役員として指定しております。
従いまして、専門的な見地から、また、独立した立場から監督・牽制ができる体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前の発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成27年12月期定時株主総会の招集通知は法定期日どおりの発送となりました。また、招集通知の内容は当社ウェブサイトへ掲載いたしましたが、招集通知発送後の掲載となりました。平成28年12月期定時株主総会の招集通知につきましては、社内体制を整備し早期発送と、招集通知発送前の当社ウェブサイトへの内容掲載ができるよう努めてまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	平成27年12月期定時株主総会分につきましては、狭義の招集通知及び参考書類を英訳し、当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	株主の理解を促すため、プロジェクターを使用して、事業報告等のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループが持続的な成長を果たす上で、株主及び投資家の皆様は強力なサポーター及び理解者であると位置づけています。株主及び投資家の皆様との対話を積極的に推進し、適時、適切、公平な情報開示を行い、長期的な信頼関係を築くとともに、双方向のコミュニケーションを通じて透明性の高い経営と改善に努めることを基本方針としています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年7月、名古屋証券取引所IRエキスポ2015に出展しました。平成28年7月にも同取引所IRエキスポ2016に出展予定です。また、平成28年6月に、石川県金沢市で個人投資家向け会社説明会を実施しました。当社は今後とも継続的に個人投資家とのコミュニケーションを図ってまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	日本証券アナリスト協会東京会場において、平成28年3月に平成27年12月期決算説明会を実施しました。 今後年2回以上の定期的なアナリスト及び機関投資家向け会社説明会を実施してまいります。	あり
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員　取締役執行役員　管理部門長 兼 経営企画部長　澤崎祥也 IR担当部署　管理部門　広報IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に、「お客様、株主様、社員、そして社会から信頼され選ばれる企業を目指す」と掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境報告書を作成し、また、環境基本方針と組織体制を整備するとともに、主要な生産拠点においてISO14001を認証取得しており、環境保全・安全活動を積極的に推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	本報告書Ⅰ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1. 基本的な考え方に記載のとおり、ステークホルダーの皆様に対して、積極的な情報開示による説明責任を果たすとともに、充分なコミュニケーションに努めてまいります。
その他	当社は、女性の育児と仕事の両立のための職場環境整備や制度の充実にも取り組んでおります。また、男女分け隔てなく活躍の場を提供して、女性も個性と能力を最大限発揮でき、女性管理職の登用も積極的にできる企業風土作りを推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役、従業員が法令および定款等を遵守することを徹底するとともに、これらに対する内部監査を実効的に行うための社内体制の整備及び充実を図っております。

1.当社及び当社グループ会社各社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1）当社グループは、「コンプライアンス基本規程」を制定し、経営理念を表す「社是社訓」「基本的価値観」「ひとりひとりの行動基準」に則り、法令・定款の遵守と良識・倫理観に基づいた行動を取締役及び従業員に求め、コンプライアンス研修等を通じてその精神をあらゆる企業活動の拠り所として浸透させています。
2）当社は、コンプライアンス及び経営リスクの管理を統括するため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回の委員会開催及び年1回以上の取締役会への報告を行っています。また、推進体制として、当委員会の下部組織にコンプライアンス推進部会を配置し、四半期に1回、監査役会に対し、当社グループのコンプライアンス遵守及び経営リスクに関する状況を直接報告することで、内部統制を効かせています。
3）コンプライアンスに関わる疑義ある行為等がある場合、従業員が直接情報提供を行う手段として「コンプライアンス・ヘルプライン規程」を制定し、社内のヘルプライン責任者及びヘルプライン窓口担当者、また社外ヘルプライン窓口担当者及び外部専門機関を通報窓口として設けています。

2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1）取締役社長は、情報の保存及び管理に関する統括責任者を執行役員から任命いたします。
2）当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体（以下、総称して文書等といいます。）に記録し保存・管理しています。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしています。

3.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1）当社は、別に定める「コンプライアンス基本規程」に基づき、当社グループのコンプライアンス及び経営リスクに特化して管理監督を行うコンプライアンス委員会を設置しています。
2）コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス及び経営リスクを網羅的に統括管理し、法令違反、企業倫理上の問題あるいは会社の経営に影響を及ぼす重大なリスクが発生する事態の未然防止、また、問題が発生した場合の早期解決及び損失の最小化を図ります。

4.当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）取締役及び執行役員は、当社グループとしてのビジョン、中期目標そしてそこに至るための戦略を定めた上で、各部門に展開し方針管理しています。
2）全社的な経営テーマは、経営会議で審議した上で代表取締役が決定し、各組織はトップダウンされた経営テーマに基づき改善を具体化することにより、当社グループにおける経営の効率性を高めています。
3）情報共有のためのITシステムを活用するとともに、代表取締役は四半期毎に方針管理の進捗状況を取締役会及び経営会議に報告し、改善を促進することで、全社的な業務の効率化を図る体制を構築しています。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
1）取締役社長は、当社グループの業務の適正を確保するため、機能別業務を担当する執行役員を任命しています。また、コンプライアンス委員会が、当社グループにおけるコンプライアンス対応及び経営リスクを横断的に管理し、グループ経営を推進しています。
2）当社は、当社グループ会社各社が経営の自主性を発揮し、事業目的の遂行と安定成長するための指導を実施します。
3）グループ会社各社の経営上の重要事項については、当社の取締役会付議事項とし、事前承認を要します。
4）当社の内部監査を担当する監査室は、別に定める「内部監査規程」に基づき、グループ会社各社の内部監査を計画的に実施し、監査の結果を当社の取締役社長に報告します。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）当社は、監査役の職務補助のため、必要に応じて監査役スタッフを置くこととしています。
2）前項に定める監査役スタッフの人事については、監査役の意見を尊重するものとし、また、当該監査役スタッフは、監査役が指示した補助業務に関しては、取締役、執行役員及び他の従業員の指揮命令を受けないものとします。

7.当社グループの取締役及び使用人並びに当社グループ会社各社の監査役が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
1）取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ヘルプラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備します。
2）当社の定める内部規程において、内部通報者が報告を行ったことを理由に、一切の不利益な取扱いを受けない旨を定めています。
3）当社の監査役は、当社の取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、当社グループにおける業務の執行状況を把握しています。

8.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しています。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）監査役と代表取締役は、定期的に会合を設け、監査上の重要課題等について意見交換を行っています。
2）監査役は、内部監査を担当する監査室及び会計監査人との連携を図り、積極的な意見交換及び情報の共有を行い、効率的な監査を実施しています。
3）監査役は、主要な稟議書及びその他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要あると認めたときは、取締役又は従業員に対しその説明を求めています。

10.財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社連結グループ各社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告リスク管理委員会を設置しています。財務報告リスク管理委員会は、財務報告に係るリスクと内部統制の体制（整備及び運用状況）を評価し、信頼性の維持向上を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、“決して屈しない”を基本方針として掲げるとともに、取引等の一切の関係を排除し、社会における反社会的勢力による被害の防止に努め、会社の社会的責任を果たしています。また、「反社会的勢力への対応に関する規程」を定め、総務部が窓口となり、弁護士、暴力追放センター、企業防衛対策協議会及び警察等関係機関と連携し、不当要求に対する対応及び反社会的勢力との関係遮断について組織的な対応をしています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示の概要

社内体制の状況
当社は、重要な会社情報が集中する各部署間（取締役会及び経営会議事務局、管理部門各部）の情報連絡体制を構築し、適時適切な情報開示に努めています。

決定事実、発生事実に関して
1. 当社及び当社連結子会社の会社情報のうち、適時開示が必要な会社情報に該当する可能性のあるものについては、社内各部門より経営会議又は取締役会に報告する。
2. 経営会議又は取締役会で報告された適時開示が必要な会社情報は、経営会議及び取締役会事務局より経理財務部、広報IR部、経営企画部に連絡する。
3. 上記2. に記載の各部署が情報開示の要否検討を行い、情報取扱責任者の承認を得て開示書類を作成。情報取扱責任者の承認、及び必要に応じて取締役会の承認を得る。
4. 情報取扱責任者の指示のもと、開示担当者が適時開示を行う。

決算情報
1. 決算に関する情報については、取締役会にて確定承認次第、情報取扱責任者の承認を得て適時開示を実施する。

適時開示の体制

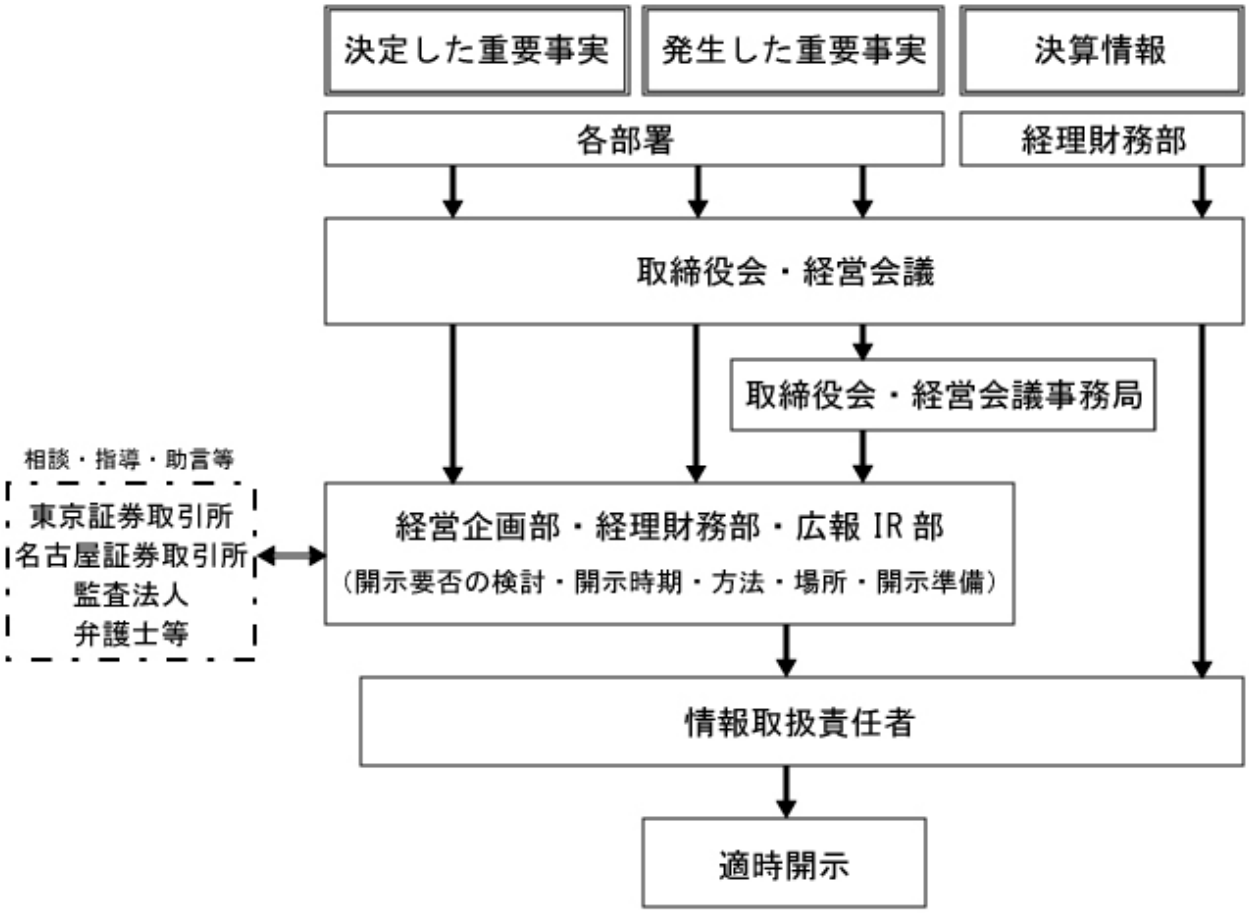
決定した重要事実
発生した重要事実
決算情報
各部署
経理財務部
取締役会・経営会議
取締役会・経営会議事務局
相談・指導・助言等
東京証券取引所
名古屋証券取引所
監査法人
弁護士等
経営企画部・経理財務部・広報 IR 部
（開示要否の検討・開示時期・方法・場所・開示準備）
情報取扱責任者
適時開示

コーポレートガバナンス体制

